

深川市告示第175号

深川市学生タウンミーティング運営業務の委託について、公募型プロポーザル方式による受託候補者を次のとおり募集するので公告する。

令和6年6月12日

深川市長 田中昌幸

1. 業務の概要

- (1) 業務名 深川市学生タウンミーティング運営業務
- (2) 業務内容 深川市の子ども政策に関する考え方や取組の概況などを把握し、市民の意見を収集するための必要な基礎データを集約し、タウンミーティングを企画・開催し、更にタウンミーティングにおいて提案されたご意見により、現状や課題を把握し、条例の素案(骨子)の検討資料となる報告書等を作成する。
- (3) 履行期間 契約書に示す着手日から令和7年3月31日まで

2. 実施要領等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 令和6年6月12日(水)から令和6年6月19日(水)まで
- (2) 交付方法 深川市の公式ホームページからのダウンロードにより交付する。
<https://www.city.fukagawa.lg.jp/>

3. 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和6年6月19日(水)午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)なお、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

ウ 提出先

深川市役所 市民福祉部健康・子ども課子育て支援係
〒074-8650 深川市2条17番17号
TEL: 0164-26-2237 (課直通)

FAX : 0164-22-8134

(2) 参加資格の確認等

実施要領に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2) で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限

令和6年7月12日(金) 正午

イ 提出方法及び提出先

(1) のウに同じ

4. 受託候補者の特定

深川市学生タウンミーティング運営業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する委員会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

5. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

4. において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、深川市財務規則(昭和63年3月31日 規則第8号) 第137条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 前金払い

前金払いは行わない。